

夏の交通安全県民運動 運動初日に街頭指導・広報を実施します

要 旨

夏の交通安全県民運動が7月11日(火)～7月20日(木)までの10日間実施されます。今回の運動の重点は、「子どもと高齢者の交通事故防止」、「二輪車と電動キックボードの安全利用の促進」、「飲酒運転等危険運転の根絶」、「交差点の交通事故防止」の4つです。

交通安全の意識を高めることを目的に、運動初日に街頭における交通指導・広報を実施します。

概 要

- 1 日 時 令和5年7月11日(火) 午前7時20分～8時00分 (雨天中止)
- 2 場 所 集合場所:沼津駅北口駅前広場
街頭指導・広報:沼津駅北口周辺(別紙配置図参照)
- 3 参加団体 沼津市交通安全対策協議会、沼津地区安全運転管理協会、沼津地区警友会、沼津市自治会交通安全会連合会、沼津市交通指導員会、沼津警察署、静岡県交通安全協会沼津地区支部、沼津プロレス、沼津市
- 4 その他 雨天等により中止する場合がありますので、実施の有無についての確認は下記担当者までお問合せください。

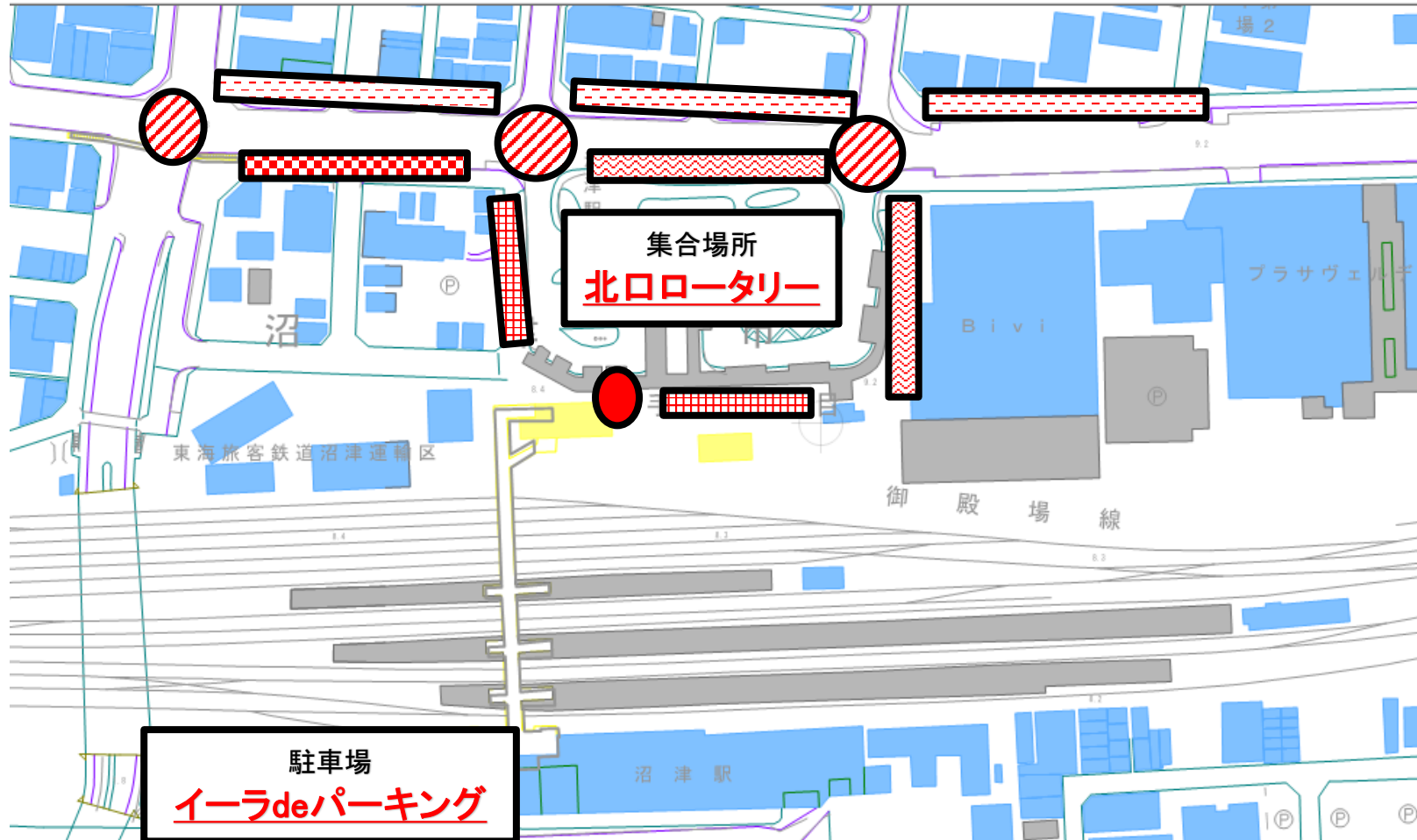
<夏の交通安全運動の様子>



お問い合わせ先

沼津市役所 政策推進部 生活安心課
直通:055-934-4742

令和5年度 夏の交通安全県民運動 初日街頭指導・広報 配置図
イーラde駐車場を利用する方は、必ず集合場所まで駐車券をお持ちください。



駐車場
イーラdeパーキング

- 来賓
- 警察・交通安全指導員・交通指導員
- 地区委員
- 警友会
- 安協
- 安管

令和5年 夏の交通安全県民運動実施要綱

《実施期間》 令和5年7月11日（火）から7月20日（木）までの10日間

《目的》 市民一人一人が、安全を第一に考え、交通ルールへの遵守と交通マナーの実践に努めることにより、交通事故防止を図ることを目的とする。

《スローガン》 安全をつなげて広げて 事故ゼロへ

- 《運動の重点》
- 1 子どもと高齢者の交通事故防止
 - 2 二輪車と電動キックボードの安全利用の促進
 - 3 飲酒運転等危険運転の根絶
 - 4 交差点の交通事故防止



《統一主要行事》

行事名	実施日	内容
運動初日広報 街頭指導の日	7月11日 (火)	本運動の開始を広報し、期間中に行われる各種活動への取組意識を高め、市民の交通安全意識の高揚を図る。
飲酒運転等 危険運転根絶の日	7月14日 (金)	「飲酒運転をしない・させない」環境づくりを推進するとともに、妨害運転(いわゆる「あおり運転」)を未然に防ぐ「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性に関する広報啓発を推進する。
高齢者の交通事故 防止強化の日	7月19日 (水)	参加・体験・実践型の交通教室や広報啓発活動などを通じて、正しい交通ルールやマナーの理解向上と安全行動の促進を図る。

沼津市交通安全対策協議会

運動の重点

子どもと高齢者の交通事故防止

1 子どもの交通事故防止

- (1) 子どもが日常的に移動する経路や通学路等における見守り活動等の推進
- (2) 発達段階や、地域の実情に応じて必要な知識と技能を習得させる交通安全教育の推進
- (3) 自動車運転者の交通安全意識向上の広報啓発活動の推進

2 高齢者の交通事故防止

(1) 高齢運転者対策

- ア安全な行動の実践を促す参加型の交通安全教育の推進
- イセーフティ・サポートカー（略称：サポカー）の普及啓発

(2) 横断歩行者の安全確保

- ア「しずおか・安全横断3つの柱」の実践による横断歩道の適正利用の周知
- イ運転者に対する歩行者保護意識の徹底を図るための交通安全教育と啓発の推進

(3) 自転車の安全利用

- ア「全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務」の周知及びヘルメットの着用促進
- イ自転車乗車時のヘルメット着用の有用性についての広報啓発の推進
- ウ「自転車安全利用五則」を活用した通行ルールの遵守
- エ自転車による交通事故防止を図るため、「しずおか・自転車事故防止3つの柱+1」の周知・実践
- オ「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知



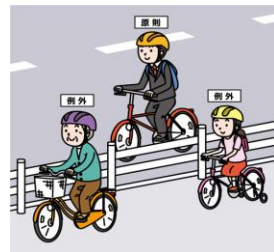
二輪車と電動キックボードの安全利用の促進

1 二輪車の安全利用の推進

- (1) 二輪車の特性を踏まえた安全指導の推進
- (2) 体の露出を控えた服装の徹底など被害軽減対策の重要性に関する広報啓発活動の推進
- (3) ヘルメットの着用等基本的な交通ルール遵守についての広報啓発活動の推進
- (4) 行楽期における二輪車事故防止に向けた広報啓発活動の推進

2 電動キックボードの安全利用の促進

- (1) 電動キックボードの交通ルールと安全な利用にかかる広報啓発及び交通安全教育
- (2) 利用者に対する街頭指導
- (3) 販売事業者と連携した購入者に対する広報啓発活動



飲酒運転等危険運転の根絶

1 飲酒運転の根絶

- (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等による、飲酒運転等を絶対に許さない環境作りの推進
- (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- (3) 飲酒運転の悪質性・危険性の理解と飲酒運転行為をさせないための運転者教育の推進

2 妨害運転の防止

- (1) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性や罰則強化の周知徹底
- (2) 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性に関する啓発の推進

3 ながら運転の防止

- スマートフォン等を使用しながら車両を運転する危険性と罰則強化の周知徹底



交差点の交通事故防止

- 1 各種広報媒体を利用した啓発活動
- 2 のぼり旗を利用した啓発キャンペーンの実施
- 3 街頭指導・広報による安全確保

沼津市実施計画

実施日	行事名	実施内容	実施団体
7月11日 (火)	運動初日街頭指導・広報	時間：7:20～8:00 場所：沼津駅北口周辺 集合：沼津駅北口ロータリー 内容：本運動の開始を広報すると共に、街頭における交通指導を行い、市民の交通安全に対する意識を高める。	沼津市交通安全対策協議会 交通安全協会沼津地区支部 沼津地区安全運転管理協会 沼津地区警友会 沼津市交通安全地区委員 沼津市交通指導員会 沼津警察署 沼津市 他
7月14日 (金)	夕暮時街頭指導・広報 「飲酒運転等 危険運転根絶の日」	時間：18:00～19:00 場所：あまねガード南交差点周辺 内容：ドライバーに対し飲酒運転防止、早めのライトオンの啓発をするとともに、歩行者・自転車利用者に自発光式反射材の着用を促す。	沼津市交通安全対策協議会 交通安全協会沼津地区支部 沼津市交通安全地区委員 沼津市交通指導員会 沼津警察署 沼津市 他
	飲酒運転防止キャンペーン	時間：18:00～19:00 場所：BBQ SKY TERRACE (沼津ラクーン屋上) 内容：飲食店利用者に対し、飲酒運転の危険性を伝え、飲酒運転を防止する。	沼津市交通安全対策協議会 交通安全協会沼津地区支部 沼津警察署 沼津市 他
7月19日 (水)	高齢者交通安全教室 「高齢者の交通事故 防止強化の日」	時間：13:30～15:00 場所：浮島地区センター 内容：高齢者に対し、交通安全講話及びセニアカーの交通ルールを指導し、交通安全意識の向上を図る	沼津市交通安全対策協議会 交通安全協会沼津地区支部 沼津警察署 沼津市 他
運動期間中	沼津市自治会交通安全会連 合会の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性を生かした交通安全運動の実施 ・通学路・危険箇所での交通安全街頭指導 ・各自治会での有線放送等での交通安全広報 ・地域の交通安全施設の点検 	

その他の取り組み

6月～7月	交通安全リーダーと語る会	交通安全リーダー（主に小学6年生）と保護者が、身近な交通についての意見交換を行い、交通安全に関する意識の向上を図る。
6月～7月	自転車の無料点検	夏休み中に、子ども達が自転車の運転をする機会が増えることから、各小中学校において自転車の無料点検を行う。
7月13日 （木）	市内保育所における チャイルドシート点検 （霊山保育園）	保育園に乳幼児を送迎する保護者等を対象に、正しくチャイルドシートを使用するよう、点検、指導を行う。